

保険料の納付が困難な人へ

お知らせ



国民年金保険料の免除・納付猶予の申請について

問合せ先／住民課 (979-8111)

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が基準を下回る場合に、保険料の免除・納付猶予を受けることができます。経済的な事情で納付が困難なときは申請してください。

保険料を納めないままにしておくと、老齢年金やいざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができない場合があります。

○令和3年度国民年金保険料

月額 16,610 円

○申請先

住民課 国保年金係

○持ち物

- 【共通】年金手帳またはマイナンバーがわかるもの
- 【失業した人】雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
- 【学生の人】在学期間のわかる学生証のコピー（両面）または在学証明書（原本）

○その他

制度の詳細については、三島年金事務所 (973-1166) または日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構ホームページ
(<https://www.nenkin.go.jp/>)

ご協力をお願いします

お知らせ



下水道に異物を流さないでください

問合せ先／上下水道課 (979-8118)

下水道に異物が流入してポンプなどの機械が停止する事故が多発しています。ポンプが故障すると、マンホールから汚水が溢れ出したり、家庭内の排水設備（トイレ・排水口など）に汚水が逆流する可能性があります。

台所・トイレ・風呂場・洗面所などから、水に溶けない固形物を誤って流すことがないようにご協力をお願いします。

○下水道に流してはいけないもの

- 【水に溶けない紙類】紙おむつ・ティッシュペーパー・ウエットティッシュ・生理用品・不織布類・たばこの吸い殻など
- 【布類】モップ・雑巾・タオル・ハンカチ・ガーゼなど ※ポンプ内の回転羽にからみつき、停止させる原因となっています。誤ってトイレに落としてしまった場合も必ず拾い上げてください。
- 【残飯】野菜くずや食べ残しなどの固形物
- 【油類】天ぷら油・エンジンオイルなどの残油・廃油

抱え込まずにご相談ください

お知らせ



全国一斉子どものための養育費相談会

問合せ先／静岡県青年司法書士協議会 (054-631-9120)

全国青年司法書士協議会と共催で、養育費に関する電話相談会を開催します。養育費でお悩みの方はぜひご相談ください。秘密は厳守します。予約不要、相談無料です。

○日時

9月25日(土) 10時～16時

○電話番号 (フリーダイヤル)

0120-567-301

建設現場で働く人へ

お知らせ



建退共制度について

問合せ先／建退共静岡県支部 (054-255-6846)

建退共制度は、事業主が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払う業界全体での退職金制度です。

○加入できる事業主

建設業を営む人

○対象となる労働者

建設業の現場で働く人

○掛金

月額 310 円 (10月から月額 320 円)

○特長

- ▶経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ▶掛金の一部を国が助成します。
- ▶掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人は必要経費として扱われ、税法上全額非課税になります。
- ▶掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。
- ▶事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

○事業主の皆さんへのお願い

- ▶共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適切に貼付してください。電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適切に充当してください。
- ▶「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、業界全体を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

○その他

建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆さんに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

動物愛護の伝言板

お知らせ



ポッチとニャンチの愛の伝言板を設置しています

問合せ先／環境衛生課 (979-8112)



▲ポッチとニャンチの愛の伝言板

○ポッチとニャンチの愛の伝言板とは

家庭で飼っている犬・猫などの小動物を譲りたい人と、動物を譲り受けたい人との間の情報をやり取りするための伝言板です。

○伝言板の設置場所

函南町役場 1 階 東側ロビー

○伝言板の使い方

- ▶動物を譲りたい人は、写真を持参し、環境衛生課窓口で小動物伝言票に必要事項を記入してください (動物 1 頭ごと 1 枚)。
- ▶動物を譲り受けたい人は、伝言板に掲示された伝言票を確認し、飼い主の人に直接連絡してください。

○注意事項

- ▶営利目的の使用はできません。
- ▶金銭面やその他トラブルには一切介入しません。
- ▶譲り受けが成立したときは環境衛生課へ必ず連絡してください。
- ▶掲示期間は3か月とします。